

## 神奈川県行政書士会緑支部会員の慶弔見舞金に関する細則

### (目的)

第1条 神奈川県行政書士会緑支部(以下、「本支部」という。)規則第40条の規定により、個人会員(以下、「会員」という。)と会員の配偶者に関わる慶弔または見舞いのために贈呈する金額と手続等を定める。

### (慶弔見舞金の贈呈事由とその金額)

第2条 慶弔見舞金の贈呈事由と金額は、次の各号のとおりとする。

- |  |            |
|--|------------|
| 一 会員本人の結婚                                | 金 10,000 円 |
| 二 会員本人または会員の配偶者の出産                       | 金 10,000 円 |
| 三 会員本人の入院<br>(会員本人が病気またケガにより1週間以上入院した場合) | 金 10,000 円 |
| 四 会員の配偶者の死亡                              | 金 10,000 円 |
| 五 会員本人の死亡                                | 金 30,000 円 |

### (慶弔見舞金の請求権者及び贈呈要件)

第3条 前条第1号から第4号の事由に該当するときは、会員本人が請求する。前条第5号の事由に該当するときは、会員の相続人が請求できる。

- 2 請求時に会員が、次の要件をいずれも満たしているときに、慶弔見舞金を贈呈する。
  - 一 本支部の会員であること。
  - 二 支部会費を納めていること。
- 3 前条各号の事由が発生した日(ただし、前条第3号の事由の場合は、会員本人が退院した日)から6ヶ月以内に請求しないときは、やむを得ない事情が認められる場合を除き前条に定める慶弔見舞金の請求権を失う。

### (慶弔見舞金の申請の方法)

第4条 会員または会員の相続人は、第2条の贈呈事由により慶弔見舞金を希望するときは、本支部規則第41条に基づき定めた様式により、第2条の贈呈事由となる日付の確認が取れる書類の写しを添付し、支部長に郵送またはFAX、Eメール、持参にて申請する。

### (慶弔見舞金贈呈の時期)

第5条 支部長は、第2条各号に定める事由に応じて、適当な時期に慶弔見舞金を贈呈する。

### 附則

この細則は、平成29年5月13日より施行する。